

# 第3章

## 環境の現状と課題

# 1 脱炭素社会の構築

## (1) 環境の現状

### ア 地球温暖化による影響と対策

- (ア) 令和3（2021）年8月に国連が公表した気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※第6次評価報告書では、世界の平均気温が工業化前と比べて、2011～2020年で1.09℃上昇したとしています。この観測値は過去10万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温に比べて前例のないものであるとされています。将来予測について、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオにおいては、今世紀末までに平均気温が工業化前よりも最大5.7℃の上昇を予測しています。
- (イ) 平成27（2015）年11月から12月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる令和2（2020）年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定※」が採択され、「地球温暖化※を抑制するために、産業革命前からの気温上昇を2℃より十分に低く抑え、さらに1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の目標を掲げました。また、令和3（2021）年10月から11月にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26においては、「グラスゴー気候合意」が採択され、1.5℃の目標に向けて世界で努力することが、国連の合意文書に明記されました。

### イ 地球温暖化防止に向けた国内および秋田県内の取組

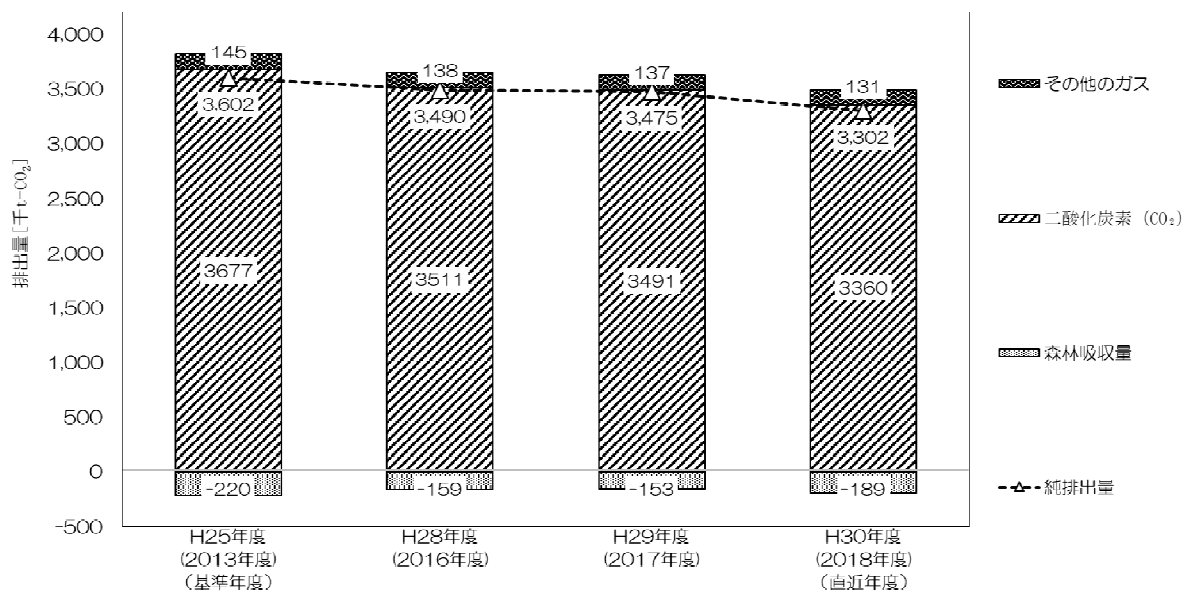
- (ア) 地球温暖化が原因と考えられる気候変動※の影響として、農業や生態系※などへの影響、熱中症など健康被害の発生、短時間での強雨による洪水、土砂災害などとの関係性が指摘されています。
- (イ) 国では、2050年のカーボンニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の温室効果ガス※排出量46%削減の実現に向けたエネルギー政策の実行を図るため、令和3（2021）年10月に地球温暖化対策計画を改定しました。日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服のため、安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を進めることが重要なテーマとされています。
- (ウ) 秋田県では、秋田県地球温暖化対策推進条例（平成23年秋田県条例第20号）に基づき、平成29（2017）年3月に第2次秋田県地球温暖化対策推進計画を策定しました。その後、国が掲げた2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組や新たな知見等を踏まえ、令和4（2022）年3月に第2次秋田県地球温暖化対策推進計画を改定し、温室効果ガス削減

目標として「2030年度に温室効果ガス<sup>\*</sup>排出量を54%削減(2013年度比)」を設定しています。

### ウ 本市における地球温暖化の影響および温室効果ガスの排出状況

- (ア) 本市では、年平均気温が上昇傾向を示しているほか、猛暑日の増加、真冬日の減少といった気象の変化や、サクラ(ソメイヨシノ)の開花日の早まりやカエデの紅葉日の遅れなど、地球温暖化<sup>\*</sup>の影響と考えられる変化が見られています。
- (イ) 平成30(2018)年度における市域の温室効果ガス純排出量は、330万2千t-CO<sub>2</sub>で、秋田市地球温暖化対策実行計画(令和5年3月)の基準年度である平成25(2013)年度の純排出量360万2千t-CO<sub>2</sub>と比較すると、30万t-CO<sub>2</sub>(8.3%)の減少となっています。
- (ウ) 温室効果ガスのうち総排出量に占める割合の最も高い二酸化炭素は、産業部門からの排出量が最も多いものの、基準年度の排出量に比べて減少傾向にあります。一方で、工業プロセス分野においては、排出量が増加しています。

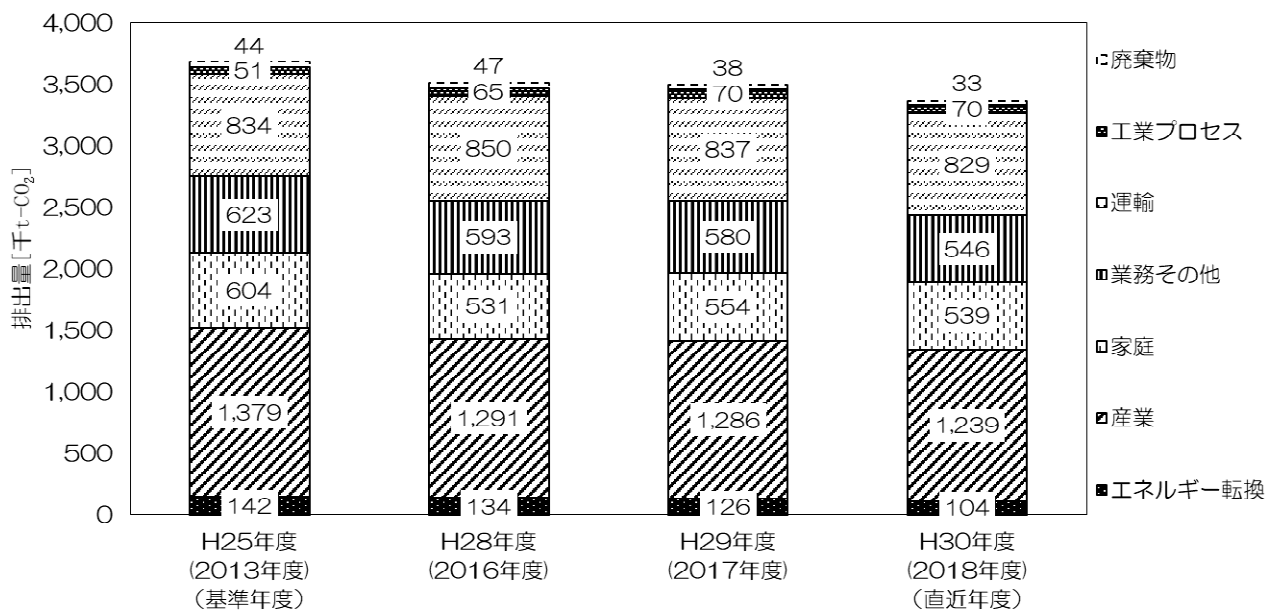
●市域からの温室効果ガス純排出量の推移



資料：令和3年度秋田市温室効果ガス排出量推計結果より作成

第3章 環境の現状と課題

●市域からの部門別の二酸化炭素排出量の推移



資料：令和3年度秋田市温室効果ガス排出量推計結果より作成

## (2) 取組状況

- ア 本市では、秋田市地球温暖化対策実行計画に基づき、市、事業者および市民が一体となって地球温暖化<sup>\*</sup>対策に取り組んでいます。
- イ 再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の利用促進による温室効果ガス<sup>\*</sup>の削減とエネルギーの地産地消<sup>\*</sup>を図るため、太陽光発電システムや木質ペレット<sup>\*</sup>（以下、単に「ペレット」といいます。）を燃料とするストーブおよびボイラーの設置費用の一部補助を行っています。
- ウ 本市は、地域特性をいかした風力発電や太陽光発電、木質バイオマス<sup>\*</sup>や地中熱<sup>\*</sup>を利用した施設などの再生可能エネルギー施設が集積していることから、平成26（2014）年10月に資源エネルギー庁から「あきた次世代エネルギーパーク」として認定を受け、これらの施設を一体として見学することができるよう、見学体制や広報体制を整備しています。

## (3) 今後の課題

- ア 国際的な動向および国内の動向を踏まえ、中長期的な視野で地球温暖化の影響に対処するための対策（緩和策と適応策<sup>\*</sup>）に取り組んでいくことが必要です。
- イ 再生可能エネルギーの導入の促進、二酸化炭素の排出が少ないエネルギー利用への転換およびライフスタイル<sup>\*</sup>の変革について、事業者および市民と協働<sup>\*</sup>して取り組んでいくことが必要です。
- ウ 地球温暖化による影響への備えとして、自然や人間社会のあり方を調整することで、自然災害や健康への悪影響などのリスクを低減させ、安全な暮らしの確保にもつなげていくことが必要です。

## 2 循環型社会の構築

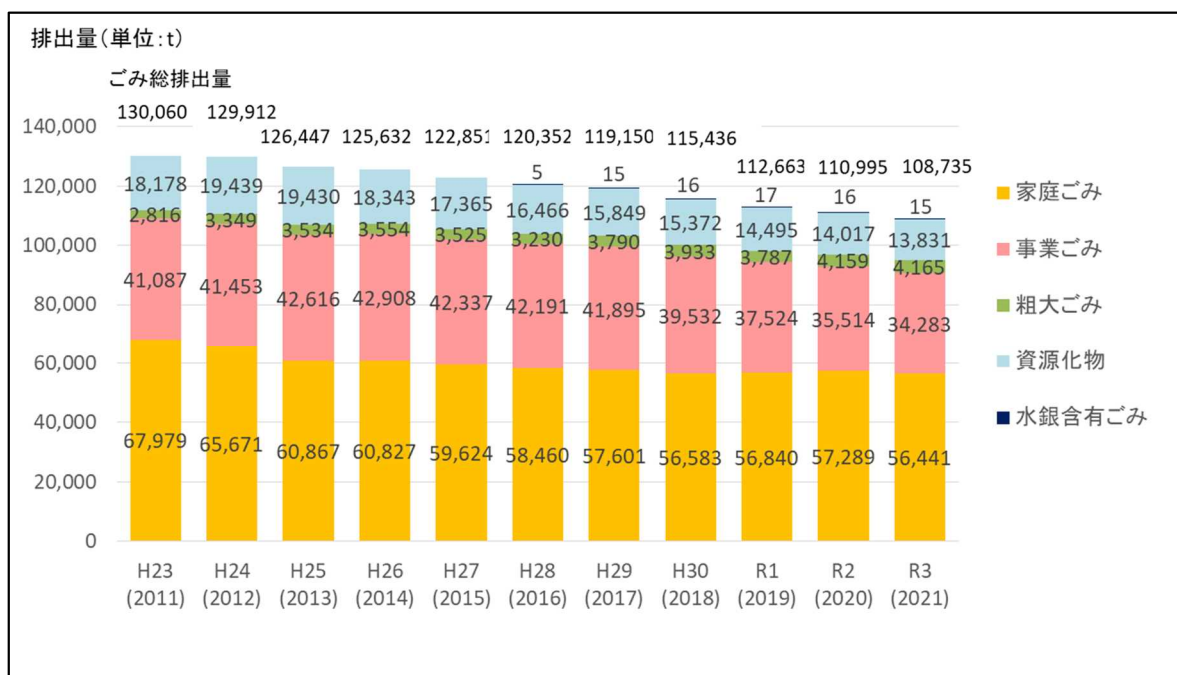
### (1) 環境の現状

#### ア ごみの排出状況

(ア) 平成24年7月から家庭ごみに係る処理手数料を徴収したことにより、家庭ごみは大幅に減少し、現在においても微減傾向にあります。事業ごみについては、平成29年度から事業者から排出される生ごみを受け入れる民間のリサイクル施設が稼働したことにより、大幅に減少しています。粗大ごみは、若干増加傾向にあり、資源化物については、減少傾向にあります。

(イ) 令和3（2021）年度のごみ総排出量は108,735 tで、ごみ区分別においては、「家庭ごみ」が56,441t、「事業ごみ」が34,283t、「粗大ごみ」が4,165t、「資源化物」が13,831t、「水銀含有ごみ」が15tとなっています。

●ごみ総排出量（ごみの区分別）の推移



資料 秋田市一般廃棄物処理基本計画、清掃事業概要

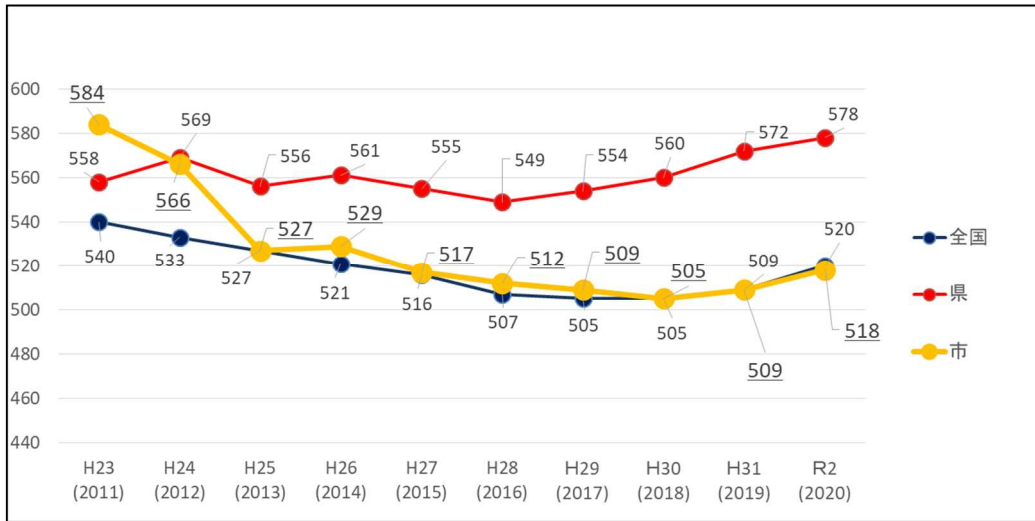
※1 「ごみ総排出量」とは、家庭や事業所から排出されたごみ（公共系ごみ除く）のうち、事業所から直接民間施設に搬入された量を除いたものです。

※2 「水銀含有ごみ」の分別収集は、平成28年12月に開始しました。

イ 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

(ア) 令和3(2021)年度における一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源化物および水銀含有ごみを除く。)は515グラムでした。平成27年3月に策定した秋田市一般廃棄物処理基本計画において、令和7(2025)年度までの減量目標を約480グラムとしています。

●一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源化物および水銀含有ごみを除く。)の推移

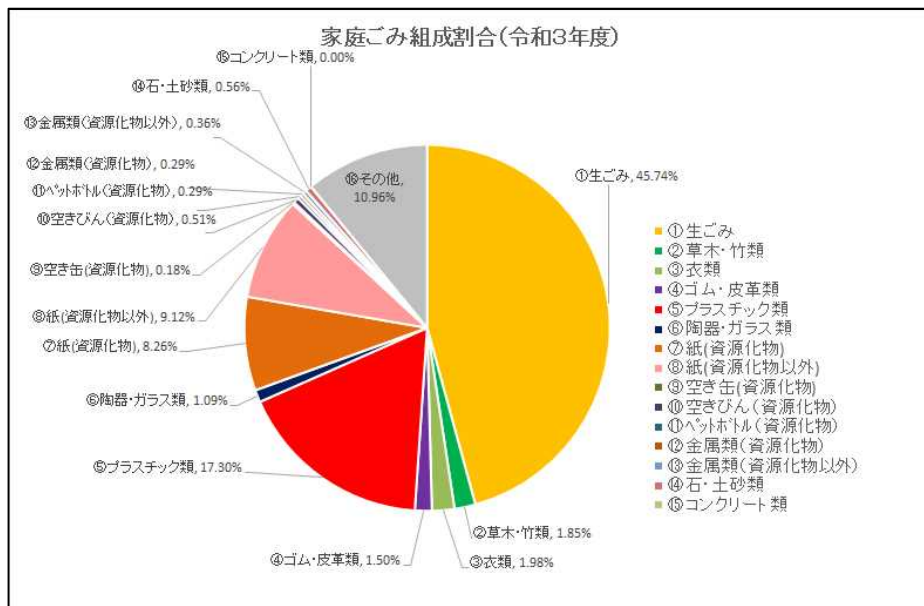


※1 国・県については、一般廃棄物処理実態調査実績値により積算。

ウ 家庭ごみの組成割合

(ア) 令和3(2021)年度における家庭ごみ組成調査による結果では、「生ごみ」が約46%を占め、続いて「プラスチック類」、「紙類(資源化物以外)」、「紙類(資源化物)」となっています。

●家庭ごみ組成割合(令和3年度)



資料 令和3年度家庭ごみ組成調査報告書

## (2) 取組状況

- ア 本市では、秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物の適正な処理に努め、ごみ減量の施策である3R（発生抑制【リデュース】、再利用【リユース】、再生利用【リサイクル】）を継続しながら、特に優先順位の高い2R（リデュース、リユース）を促進し、循環型社会<sup>\*</sup>の構築を推進しています。
- イ 本市の廃棄物処理施設は、秋田市総合環境センターとして溶融施設、金属回収施設、再資源化処理施設および管理型最終処分場を整備しています。また、し尿処理施設は、秋田市汚泥再生処理センターを運営しています。
- ウ 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）の施行により、国民運動として取り組んでいる食品ロス<sup>\*</sup>削減については、市民への食品の使い切りの啓発を実施すること等により、その発生抑制に努めています。
- エ 世界的な環境汚染が懸念されるプラスチックごみについては、マイバッグやマイボトルの持参の啓発を実施すること等により、一度使用した後にその役目を終えるプラスチック製品の発生抑制を促しています。
- オ 減少傾向にある事業ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、多量に排出する事業者から廃棄物管理責任者の選任や減量計画書の提出を求め、それぞれの業種に応じた指導・助言を行うなど減量に向けた取組を促しています。
- カ 大規模災害に対する事前の体制整備とともに、市民、事業者および行政の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するため、秋田市災害廃棄物処理計画を策定しました。
- キ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法<sup>\*</sup>（平成13年法律第65号）に基づき、同法施行令（平成13年政令第215号）で定められた処理期限までに、PCB廃棄物<sup>\*</sup>の適正な処理を促進します。

## (3) 今後の課題

- ア 本市が実施している食品ロス実態調査によると、家庭ごみの約14%が食べ残しなどが原因である食品ロス<sup>\*</sup>であり、今後もより一層の発生抑制に努めるなど、市民一人ひとりがごみの発生を抑制する循環型のライフスタイル<sup>\*</sup>を推進していくことが必要です。
- イ フリーマーケットや民間のリユースショップの利用の呼びかけのほか、リターナブルびん<sup>\*</sup>に代表される繰り返し使用が可能な容器を積極的に用いるなど、リユースの取組を進めていくことが必要です。
- ウ 家庭ごみ組成調査によると、資源化物として分別できる紙が8%混入していることから、雑がみの分別の啓発を引き続き実施するなど、資源化物の分別の推進が必要です。



エ 事業ごみについては、事業者は原材料の選択や製造・販売工程を工夫するなど、より一層排出抑制を促進することが必要です。また、やむをえず廃棄物として排出した場合でも、生ごみを多く排出する事業者については、民間のリサイクル施設を活用するなど、業種に応じ循環型社会<sup>\*</sup>を目指す取組が必要です。

オ 令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、家庭から排出されるプラスチックごみの分別収集や再商品化の実施が努力義務とされました。

このことを踏まえ、プラスチックごみの分別収集等の実施に向けて、わかりやすい分別基準の策定やその市民周知などの課題を整理し、検討を進めることが必要です。

## コラム1 SDGs～持続可能な開発目標～とは

平成27（2015）年9月、国連総会において、世界で起きている様々な課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」が採択されました。

この「SDGs」は2030年までの達成を目指す17の大きな目標と、169のターゲットで構成されているもので、主に、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を総合的に解決する考え方が示されています。

環境分野に関しては、気候変動<sup>\*</sup>、森や海の自然を守ること、エネルギーの使い方が課題となりますが、持続可能な消費と生産も環境との関わりがあります。

今までの大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイル<sup>\*</sup>を続けていけば、資源の枯渇やエネルギー浪費により気候変動が引き起こされるだけでなく、生産や廃棄過程で発生する有害な化学物質の排出による環境汚染も深刻なものとなります。

12番目の目標である「つくる責任つかう責任」では、こうした現在の過剰な生産と消費の仕組みを見直し、持続可能な生産消費形態の確保を目指しています。本市においても、天然資源の消費が抑制され、環境負荷の少ない循環型社会<sup>\*</sup>の構築に向けた取組を進めることが重要です。

出典：国際連合広報センター



なお、右の図のように、目標17を頂点として、経済・社会・環境の3層に分類して相互の関係性を示す「ウェディングケーキモデル」という概念も提唱されています。

出典：Stockholm Resilience Centre



### 3 安全な生活環境の確保

#### (1) 環境の現状

##### ア 大気環境

- (ア) 人の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境基本法<sup>\*</sup>（平成5年法律第91号）に基づき大気汚染に係る環境基準<sup>\*</sup>が定められています。
- (イ) 大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素および一酸化炭素の濃度は、過去10年間にわたり環境基準を達成しています。浮遊粒子状物質<sup>\*</sup>は令和元（2019）年度に、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）<sup>\*</sup>は平成25（2013）年度および26（2014）年度に環境基準を達成していませんが、その他の年度では環境基準を達成しています。
- (ウ) 光化学オキシダント<sup>\*</sup>については、全国的に環境基準を達成していない状況であり、本市においても環境基準を達成していませんが、注意報の発令基準を下回っています。
- (エ) ベンゼン<sup>\*</sup>やダイオキシン類<sup>\*</sup>などの有害大気汚染物質については、いずれも環境基準を達成しています。
- (オ) 飛散性の高いアスベスト<sup>\*</sup>を含む建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う場合には、特定粉じん排出等作業として届出を受け、解体等工事現場の立入検査によりアスベストが周辺に飛散しないよう指導等を行っています。

##### イ 水環境

- (ア) 人の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境基本法に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められています。
- (イ) 河川については、大腸菌群数を除くほとんどの項目で環境基準を達成しています。なお、令和3年度に環境基準の項目である大腸菌群数が大腸菌数へ見直しされたため、令和4年度から大腸菌数の調査を開始しています。
- (ウ) 海域については、環境基準を達成しているものの、湖沼については、生活排水などの流入により環境基準を達成していないところがあります。
- (エ) 公共用水域の水質および底質、ならびに地下水の水質に係るダイオキシン類について、調査した全ての地点で環境基準を達成しています。
- (オ) 地下水は、おおむね環境基準を達成していますが、一部の地域で有機塩素化合物<sup>\*</sup>や硝酸性窒素<sup>\*</sup>などの汚染物質が検出されています。

#### ウ その他の生活環境

- (ア) 騒音の発生源としては、自動車をはじめ、工場や建設作業、飲食店営業や家庭生活など様々なものがあります。
- (イ) 道路交通騒音については、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度の過去5年間において、昼夜とも環境基準<sup>\*</sup>を達成していない路線がありました。
- (ウ) 悪臭は、工場や事業場を発生源としたり、近隣住宅の生活排水等から発生したりする場合などがあり、人による感じ方の違いもあることから、適切な臭気対策の検討が必要です。
- (エ) 土壌におけるダイオキシン類<sup>\*</sup>について、調査した全ての地点で環境基準を達成しています。
- (オ) 科学技術の進展や生活形態の多様化に伴い、様々な化学物質が製造・使用され、様々なところで環境中へ排出されています。多種多様な化学物質の中には、その性状および環境への排出量により、生活環境、人の健康および生態系<sup>\*</sup>に多大な影響を及ぼす可能性を有しているものもあります。

## (2) 取組状況

#### ア 大気環境

- (ア) 市内各所の測定局および大規模な公害防止協定<sup>\*</sup>締結工場において、環境監視情報システム<sup>\*</sup>によりリアルタイムで大気の常時監視を行っています。また、ベンゼン<sup>\*</sup>、ダイオキシン類等の有害大気汚染物質についても、定期的にモニタリング<sup>\*</sup>を実施しています。
- (イ) 大気汚染物質の固定発生源対策として、工場や事業場に対し、法律および条例に基づき届出審査、立入検査、指導などを行うほか、公害防止協定を締結している事業場に対しては、より厳しい基準のもとで指導を行っています。

#### イ 水環境

- (ア) 水質汚濁物質の発生源対策として、工場や事業場に対し、法律および条例に基づき届出審査、立入検査、指導などを行うほか、公害防止協定を締結している事業場に対しては、より厳しい基準のもとで指導を行っています。
- (イ) 生活排水は、水質汚濁物質の発生源として大きな割合を占めていることから、地域特性に応じて公共下水道や農業集落排水施設<sup>\*</sup>、浄化槽<sup>\*</sup>などの整備を推進しています。
- (ウ) 秋田市上下水道事業基本計画に基づき、上下水道事業の計画的な推進を図っています。

(エ) 定期的に公共用水域および地下水の水質調査を行っています。

#### ウ その他の生活環境

- (ア) 道路交通に伴う騒音や振動、一般環境における騒音の実態とその推移を把握するために、定期的に調査を行っています。
- (イ) 法令および条例に基づき、工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する騒音・振動について、規制の遵守を指導しています。

### (3) 今後の課題

#### ア 大気環境

- (ア) 環境基準<sup>\*</sup>を達成している項目の維持・向上に努めていくとともに、達成していない項目の改善を図ることが課題です。そのために、大気環境の調査のほか、工場や事業場に対する立入検査や指導を継続することが必要です。
- (イ) 移動発生源対策として、自動車については、環境への負荷<sup>\*</sup>の少ない次世代自動車<sup>\*</sup>への転換を促進するとともに、公共交通機関の利用促進、自転車や歩行者の利用しやすい道路整備など、まちづくりの面からも取組を進めていく必要があります。
- (ウ) 建築物や工作物の解体等工事の際、不適切な事前調査による石綿含有建材の見落としや除去作業における石綿の取り残しによって石綿を飛散させた事例が全国的に確認され、課題となっております。解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、元請業者等による事前調査および結果の報告、石綿の除去作業ならびに作業完了後の確認が適切に行われているか継続的に監視する必要があります。

#### イ 水環境

- (ア) 環境基準を既に達成している河川や湖沼について維持・向上に努めていくとともに、達成していない河川等での水質改善を図ることが課題です。そのために、水環境の調査を継続するとともに、工場や事業場に対する立入検査や指導を継続することが必要です。また、生活排水処理や水資源の保全に対する市民等の意識啓発を図る必要があります。
- (イ) 平成26（2014）年7月に施行された水循環基本法（平成26年法律第16号）を受けて、健全な水循環<sup>\*</sup>の維持又は回復に向けた取組を行っていくことが必要です。

### 第3章 環境の現状と課題

#### ウ その他の生活環境

- (ア) 法令および条例に基づく騒音や振動など生活環境の保全に係る規制の遵守のための指導を引き続き実施していくことが必要です。
- (イ) 騒音、振動や悪臭問題の解決には、地域の実情に応じた対策を行っていくことが必要です。

## 4 自然共生社会の構築

### (1) 環境の現状

#### ア 自然環境

(ア) 市域の自然環境の特性を見ると、海岸域、都市域、水田域、丘陵域および山地域の5つに区分されます。これらの環境を旭川や太平川、雄物川、岩見川などの河川が結びつけ、生物相を一層多様なものとしています。

#### ●自然環境区分ごとの特徴

##### 【都市域】

野生生物の生息・生育が最も少ない環境ですが、緑地の多い公園や河岸部など、一部では豊かな自然が残っています。

##### 【山地域】

太平山を中心に市域の北東に広がっている山地域では、人の手が加わっていない自然が広く残されており、多くの野生生物を育てています。

##### 【海岸域】

主として砂浜で、干満の差は少なく、人工的な海岸もあります。雄物川河口周辺は塩分濃度が低いため、遡上・降下する魚種も多く、稚魚の生育場としても重要です。

また、砂浜でしか見ることのできない特有の野生生物が生息・生育しています。

##### 【水田域】 【丘陵域】

水田域は都市域の外側から、市内を流れる河川周辺の標高が低い場所に広がっています。丘陵域は、大森山に代表される海岸部、太平山塊に連なる地域、雄物川や岩見川に沿った地域などが該当しています。

水田域と丘陵域が接する場所には多くのため池や水路、里山※があり、希少な野生生物が生息・生育しています。



### 第3章 環境の現状と課題

- (イ) 本市における森林面積の割合は、秋田県林業統計によると市域の約7割を占め、その内訳は、おおむね国有林が4割、民有林が6割となっています。
- (ウ) 本市における耕地面積は、農林水産省の令和3（2021）年面積調査によると8,880haで、市域の9.8%を占めています。
- (エ) 本市の海岸線は、延長約23.5kmにおよびます。北部は秋田港と臨海工業地帯として利用され、南部の砂浜の一部は、海水浴場など市民のレクリエーションの場として親しまれています。

#### イ 生物多様性

- (ア) 本市において、平成16（2004）年度および平成21（2009）、22（2010）年度に実施した自然環境調査では、現地調査により4,585種の野生生物が確認されました。そのうち、「絶滅のおそれのある野生生物」については、平成16年度の現地調査では139種、平成21、22年度の現地調査では、149種が確認されました。

●市内での野生生物の確認種数

	旧秋田市域	河辺地区	雄和地区	市全域
魚類	59	34	32	71
底生生物	307	194	153	360
植物	992	851	847	1,221
昆虫類	1,970	1,553	1,212	2,889
鳥類	97	65	56	117
両生類	14	12	11	18
は虫類	10	6	6	10
哺乳類	14	18	11	21
合計	3,380	2,733	2,328	4,585

注1 旧秋田市域は平成16年度、河辺地区・雄和地区は平成21、22年度の調査結果です。

注2 合計の数字は、重複分を除いた種数です。

- (イ) 太平山一帯には、ブナやスギなどの自然植生が広範囲にわたって分布し、国の特別天然記念物であるカモシカや亜高山帯に生息する鳥類などの貴重な生息地となっています。また、旭川および新城川沿いにはシロヤナギやケヤキなどの自然植生が分布しています。
- (ウ) 本市の多様な地形や多様性に富んだ環境には、女潟の植生や、臨海大橋付近のサギ類の集団繁殖地、海岸沿いの砂丘植生などが見られます。
- (エ) 本市では、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」といいます。）に基づく



「特定外来生物<sup>\*</sup>」について、ウシガエル、オオクチバス、オオハンゴンソウ、アカミミガメ、アメリカザリガニなどが確認されています。

- (カ) 男潟、女潟、古川などを含む秋田平野湖沼群は、アサザ、ミズアオイなど貴重な水生植物が生育していること、また貴重な湿地性鳥類であるチュウヒの繁殖地となっていることから、環境省によって「重要湿地」（生物多様性<sup>\*</sup>の観点から重要度の高い湿地）に選定されています。
- (ク) 大森山公園内の塩曳潟は、シナイモツゴやゼニタナゴなど貴重な淡水魚類の生息地となっていることから、環境省によって「重要湿地」（生物多様性の観点から重要度の高い湿地）に選定されています。
- (キ) 河辺岩見国有林内の「番鳥森（ぼんどりもり）」は、昭和53年1月に秋田県の実験自然環境保全地域に指定されています。
- (ク) 金足高岡の農業ため池の「待入堤の水草群落」は、ヒシモドキなど貴重な水生植物が生育していることから、平成27年3月に秋田市指定文化財に指定されています。

## ウ 自然とのふれあい

- (ア) 本市の公園緑地は、263箇所、2,121.88haが都市計画決定されており、明治29（1896）年に開設された千秋公園をはじめ、大森山公園、一つ森公園などの総合公園、八橋運動公園、広域公園である県立小泉潟公園などが開設済みであり、令和3年度末で221箇所、615.33ha（都市計画決定されていないものも含まれます。）となっています。現在、市民一人当たりの公園面積は20.40㎡となっており、全国平均の10.7㎡（令和2年度末現在）、国の標準目標面積の10㎡を上回っています。

## エ 自然と歴史的・文化的環境との調和

- (ア) 先人から受け継いだ恵まれた自然を背景に、伝統と文化を育みながら、秋田市は成長し発展してきました。秋田城跡や久保田城跡などの多くの史跡・文化財、竿燈まつりに代表される祭りや伝統行事が伝えられています。
- (イ) 令和4（2022）年4月1日現在、299件（国指定23件、県指定115件、市指定161件）が指定文化財となっています。美術館等の文化施設や図書館等の社会教育施設も整備されています。

## (2) 取組状況

### ア 自然環境

- (ア) 平成15（2003）年に制定した秋田市自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地区の指定、市民等との協働<sup>\*</sup>による自然環境保全市民活動計

### 第3章 環境の現状と課題

画の認定などの制度を設けているほか、開発行為等への指導・助言および事業者等の自主的な環境への配慮への助言を行っています。

- (イ) 森林において一定の間伐や除伐を実施したり、農業振興地域内の農用地面積を一定割合以上確保したりするため、生産基盤の整備等を実施しています。また、一定の間伐に対する補助を実施し、森林を適切に管理することで、二酸化炭素吸収量の確保にも貢献しています。
- (ウ) 農地・農業用水等の資源の保全と質的向上を図るため、地域資源の保全管理活動に対する支援を行っています。
- (エ) 海の有する多面的機能<sup>\*</sup>を保全するため、海域等で水質調査を行い、安全の確保に努めています。

#### イ 生物多様性

- (ア) 自然環境の経年変化等を把握するため、平成16年度に実施した自然環境調査結果を基に、専門家によるアドバイスを受けながら、モニタリング調査および補完調査を継続して実施しています。
- (イ) 自然環境調査の結果を活用した啓発パンフレットを作成し、小学校で行う環境学習講座などで配付しています。
- (ウ) 身近な自然や環境問題への関心を高めるため、平成6年から5年ごとにゲンジボタルおよびヘイケボタルの生息状況調査を行い、その結果を「秋田市ホタルマップ」として発行しています。
- (エ) 水辺の生態系<sup>\*</sup>の象徴であるホタルや、絶滅危惧種の淡水魚ゼニタナゴなどの保全活動に取り組んでいる民間団体の活動を支援しています。

#### ウ 自然とのふれあい

- (ア) 都市における良好な生活環境を形成するため、緑地の保全や公園等の整備、その他公共施設および民有地の緑化の推進を図るための施策展開や取組の基本的な方向性を示す秋田市緑の基本計画に基づき、都市緑化の推進を図っています。
- (イ) 平成14（2002）年に制定した秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例に基づき、秋田市都市緑化の推進に関する条例や秋田市都市緑化の推進に関する基本方針を定め、市、事業者および市民の共通の認識のもと、優れた緑を守るとともに、緑豊かで魅力ある都市空間の創造に取り組んでいます。
- (ウ) 秋田市都市農村交流マスタープランに基づき、都市と農村の交流を促進することで、自然に親しむ機会を設けています。

## エ 自然と歴史的・文化的環境との調和

- (ア) 文化財の保護・活用の取組を行うとともに、地域の文化財や文化施設についての情報を提供するため、市民参加のもと文化財イラストマップを作成しています。
- (イ) 郷土秋田の文化・歴史を学習する児童・生徒を支援するため、講師として職員を派遣し、子どもたちへの郷土学習の機会を提供しています。

## (3) 今後の課題

### ア 自然環境

- (ア) 森林、農地および河川が有する多面的機能<sup>\*</sup>を維持していくためには、適切な維持管理により環境への負荷<sup>\*</sup>の低減に努めながら利用を図ることが必要です。
- (イ) 林業の経営状況が厳しい中で、生産基盤の整備による作業効率化をしながら、除伐や間伐などの森林整備を行っていくとともに、市民等の森づくりへの参加や森林所有者との協働<sup>\*</sup>による森林の維持保全を図ることが必要です。
- (ウ) 地球温暖化<sup>\*</sup>による気候変動<sup>\*</sup>が、洪水や土砂災害の増加などの影響を及ぼすことが懸念されています。

### イ 生物多様性

- (ア) 生物多様性<sup>\*</sup>の保全と持続可能な利用の重要性が、様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されることが必要です。
- (イ) 多様な野生生物の現況を把握するための調査を実施しながら、調査結果を活用し、生物多様性の普及啓発につなげていくことが必要です。
- (ウ) 外来種が生態系<sup>\*</sup>や人の生活等に与える影響について、市民に理解を深めてもらうことが必要です。
- (エ) 秋田市環境に関する意識調査の結果では、望ましい秋田市の環境像として、「公園、街路樹など市街地の緑が豊かなまち」「海や川などきれいな水辺環境に親しめるまち」が上位に挙げられ、自然とふれあう場・機会を増やしていくことが求められています。
- (オ) 地球温暖化による気候変動が、野生生物の生息・生育環境の悪化などの影響を及ぼすことが懸念されています。

### ウ 自然とのふれあい

- (ア) 既存公園や緑地の質の向上のための取組を含めて、全体的な配置のバランスや緑のつながりなどに配慮しながら、引き続き計画的な整備を行っていく必要があります。

### 第3章 環境の現状と課題

- (イ) 自然の大切さへの理解を深めるため、都市と農村の交流や、自然を背景とする歴史・文化に親しめるような場や機会を充実させていくことが必要です。
- (ウ) 農村集落の原風景は、貴重な文化的資源ともなっており、こうした観点からの保全と観光資源としての活用も必要です。

#### エ 自然と歴史的・文化的環境との調和

- (ア) 地域に伝承された有形・無形の歴史的・文化的遺産は、市民の心のよりどころとなり、郷土愛を育む貴重な資源でもあります。このことから、周辺の自然環境や歴史的価値のある街並みの保全と活用を図るとともに、創造性豊かな文化の香り高い郷土づくりを進める必要があります。

## 5 協働による環境保全の取組

### (1) 環境の現状

#### ア 協働の取組

- (ア) 秋田市環境活動推進協議会は、市民の快適な生活環境の確保および環境意識の向上を図ることを目的とする団体です。市、事業者および市民のパートナーシップ<sup>※</sup>のもと、環境美化やリサイクル推進などの活動を協働<sup>※</sup>して取り組んでいます。
- (イ) 地球温暖化<sup>※</sup>対策活動の拠点として指定した「秋田市地球温暖化防止活動推進センター」では、本市と連携して普及啓発を取り組むとともに、市民、事業者および各種団体などの温暖化防止対策の活動を推進しています。
- (ウ) 地域における地球温暖化対策に関する知識の普及を推進するため、本市が委嘱した「地球温暖化防止活動推進員」が活動しています（令和4年4月現在21名）。

### (2) 取組状況

- ア 本市では、環境学習を支援するため、小学生環境学習副読本を作成し、小学校4年生の児童全員に配布しています。
- イ 市内の小中学校又は市民で構成される各種団体を対象に、自発的な環境学習を支援するため、職員を講師として派遣しています。
- ウ 様々な環境に配慮した行動に対してポイントを付与するアプリ「あきエコどんどんプロジェクト」を実施しています。
- エ 事業者および市民へのエコ通勤の呼びかけを実施するなど、脱炭素型のライフスタイル<sup>※</sup>への転換について啓発や情報提供などを行っています。
- オ 広報あきたや市政番組、フェイスブックやツイッターなどのSNS<sup>※</sup>を通じて、環境に関する様々な取組を紹介することで、市民の意識の醸成に努めています。
- カ 環境配慮行動を示すことにより、環境問題に関する正しい知識を事業者および市民に提供し、環境問題への関心を高めるとともに、環境配慮への取組を促進しています。

### (3) 今後の課題

- ア 事業者および市民の自主的な環境保全活動を促進するため、それぞれの取組の意向に沿って役立つ情報を提供したり、意欲の増進を図ったりしていくことが必要です。

### 第3章 環境の現状と課題

イ 地域の環境保全に貢献しようとする市民の高い環境意識を受けて、子どもから大人までのあらゆる世代に対し、参加の機会を提供していくことが必要です。また、市民団体、NPO<sup>\*</sup>、企業、行政等が協働<sup>\*</sup>し、地域全体での活動へと広げていくことが期待されます。

ウ 家庭や学校、職場、地域など、様々な場で環境教育・環境学習を進めていくことが重要であり、市民、事業者および民間団体等が互いに連携・協力していくことが必要です。

#### コラム2 スマホで環境にやさしい活動に参加してみよう

秋田市では、スマートフォン向けアプリ「あきエコどんどんプロジェクト」を平成29年4月1日から配信しています。あきエコどんどんプロジェクトとは、スマートフォン等を利用して環境にやさしい活動に楽しく参加できる仕組みです。

例えば、スーパー等でのレジ袋辞退など、環境に配慮した行動に対してポイントを付与し、たまったポイントに応じて抽選を行って景品と交換できるシステムです。このアプリでは、ごみ分別情報も確認することができます。

是非、ご利用ください。



出典：一般社団法人あきた地球環境会議

参考：秋田市地球温暖化防止活動推進センターホームページ「あきエコどんどんプロジェクト」 <http://www.cееakita.org/akieco/city.html>